

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 27 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおりである（物品・役務は資料 4 - 1、公共工事は資料 4 - 2 参照）。

なお、物品及び役務については、平成 26 年度の第 3 回特定調達品目検討会において、本年度から 31 年度までの 5 年間ににおける特定調達品目に係る見直しスケジュールが了承されており、平成 27 年度の見直し対象品目について、判断の基準等の見直しの可能性・必要性に関する検討を実施した。

（1）主な見直し内容

木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置の終了

平成 18 年度の基本方針から木材・木材を原料とする製品の合法性の確認が判断の基準として設定されたところであり、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする経過措置が設けられていたが、今般その経過措置を終了。

- ・ 紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷）

繊維製品に係る判断の基準等の見直し

本年度の見直し対象品目である制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の 4 分野の 14 品目については、重点検討事項として、特定調達品目検討会の下に「繊維製品に係る専門委員会」を設置し、個別品目ごとの見直しとともに、素材としての繊維に着目した分野・品目を横断した基準等の見直しに係る検討を実施。なお、見直し内容の詳細については、資料 2 参照。

（2）分野別の見直し品目及び内容

文具類

- ボールペンについて、芯が交換可能であることを判断の基準に追加（経過措置を設定）

オフィス家具等

- オフィス家具等について、バイオベース合成ポリマー含有率に関する判断の基

準の追加等

画像機器等

- トナーカートリッジ、インクカートリッジについて化学安全性の基準を変更（EU の化学品規則等への対応）

家電製品

- 電気冷蔵庫等については市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長
- テレビジョン受信機については市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を受信機型サイズが 39V 型以下のものについて延長
- 電気便座については、判断の基準に特定の化学物質の使用制限を追加（経過措置を設定）、エネルギー消費効率に係る判断の基準については市場状況を勘案し経過措置を延長

エアコンディショナー等

- 家庭用エアコンディショナーについて冷媒の地球温暖化係数を 750 以下とする配慮事項を判断の基準に引上げ
- ガスヒートポンプ式冷暖房機について、期間成績係数に係る判断の基準の変更、および対象範囲の見直し（JIS 規格の改定に伴う変更）

温水器等

- ヒートポンプ式電気給湯器について、エネルギー消費効率の判断の基準に係る経過措置を終了

自動車等

- 自動車について、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維の使用に係る配慮事項を追加

制服・作業服

- 制服、作業服及び帽子について判断の基準等を見直し（資料 2 参照）

インテリア・寝装寝具

- カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん及びマットレスについて判断の基準等を見直し（資料 2 参照）

その他繊維製品

- 集会用テント、防球ネット、旗、のぼり及び幕について判断の基準等を見直し（資料 2 参照。テントについては災害備蓄用品において同じ）

公共工事

- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置を終了
- 環境配慮型道路照明について LED 道路照明施設に係る判断の基準を設定
- 断熱サッシ・ドアについて断熱性に係る配慮事項の変更（経済産業省告示制定に伴う改定）
- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機について期間成績係数に係る判断の基準を見直し、および対象範囲の見直し（JIS 規格の改定に伴う見直し）
- 合板型枠について、板面表示に係る備考の見直し、および経過措置の延長

役 務

- 飲料自動販売機設置について、紙容器及びカップ式自動販売機のノンフロン化に係る判断の基準の経過措置の見直し、およびリユース部品の使用における特定の化学物質の使用制限の見直し
- 引越輸送について、梱包用資材及び養生用資材における再生材料又は植物由来プラスチックの使用に関する配慮事項を追加

2 . その他の見直し対象品目について

上記 1 に示した以外の平成 27 年度の見直し対象品目に係る点検結果及び対応は、下表のとおりである。

分野	品目	点検結果及び対応
紙類	ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率の基準値は 100% で既に上限であり、また、判断の基準を満たす製品の実態が十分把握できていないことから、現段階において見直しは実施しないこととした 今後、製品の実態を十分に把握した後、見直しの必要性を検討することとする
	トイレトペーパー	同上
電子計算機等	電子計算機	省エネ法のトップランナー基準の見直しと連動することが望ましいことから、現段階において見直しは実施しないこととした
	磁気ディスク装置	同上
電気冷蔵庫等	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	JIS 規格の改定に伴い省エネ法のトップランナー基準の見直しを実施中であるが、告示時期（多段階評価基準を含む）の関係から平成 28 年度の見直し検討が適当と判断された
照明	蛍光灯照明器具	今後の大幅なエネルギー消費効率の改善は見込めない状況にあること、また、照明器具の LED への転換が顕著であることから、見直しは実施しないこととした
自動車等	乗用車用タイヤ	平成 30 年度以降、現行の判断の基準である転がり抵抗係数に加え、騒音に係る規制が適用されること等から、現段階において見直しは実施しないこととした